

令和6年 4月 1日 現在

社会福祉法人 久住会
指定訪問介護
久住会ホームヘルプサービス 重要事項説明書

1. 事業者

法人の名称	社会福祉法人 久住会
法人の所在地	〒820-1103 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 1751 番地
代表者名	理事長 藤 村 二 朗
電話番号	0 9 4 9 - 6 2 - 7 4 2 0

2. 事業所の概要

事業所の名称	久住会ホームヘルプサービス
事業の種類	指定訪問介護
介護保険指定番号	4 0 7 5 3 0 0 0 4 8
事業所の所在地	〒820-1103 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 1751 番地
管理者名	藤 村 泰 子
電話番号	0 9 4 9 - 6 2 - 1 8 0 0
F A X 番号	0 9 4 9 - 6 2 - 7 6 7 4
ホームページ	http://www.9-10.jp

3. 事業の目的

社会福祉法人久住会が開設する久住会ホームヘルプサービスが行う指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め要介護状態にある高齢者に対し、日常生活にわたる援助を行う事により、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

4. 運営の方針

- ①訪問介護員等のご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、又は調理、洗濯、掃除等の家事、その他の生活全般にわたる支援を総合的に提供します。
- ②ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するようその目標を設定し計画的に行います。
- ③事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携に努めます。
- ④事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒みません。

5. 事業実施地域及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	9時00分～17時30分
サービス提供地域	小竹町 宮若市 飯塚市

※ 但し、日曜日・超過時間については必要に応じます。

6. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	資格
管理者	1名	0名	
サービス提供責任者	2名	0名	介護福祉士
訪問介護員	0名	0名	介護福祉士
	1名	0名	実務者研修修了者
	1名	1名	初任者研修修了者

7. サービス内容

- (1) サービス内容の詳細については「訪問介護計画書」によりご利用者の希望を確認した上で実施します。
- (2) 次のサービス内容から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。
 - ①排泄介助 ②食事介助 ③清拭・入浴・身体整容 ④移動・移乗・外出介助
 - ⑤服薬介助 ⑥更衣介助 ⑦体位変換 ⑧掃除 ⑨洗濯
 - ⑩ベッドメイク ⑪衣類の整理・被服の修理
 - ⑫一般的な調理・配下膳 ⑬買い物・薬の受け取り

8. 利用料金

- (1) 利用者負担額については別紙1 参照

- (2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は当事業所の従事者

がお伺いするための交通費の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- | | |
|-----------------------------------|------|
| ① 実施地域を超えた地点から、片道おおむね10km未満 | 500円 |
| ② 実施地域を超えた地点から、片道おおむね10km以上15km未満 | 750円 |

- (3) キャンセル料

利用者がサービスの利用を中止する際には、至急ご連絡下さい。

連絡先 0949-62-1800

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無 料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

※ ただし、利用者の病変など緊急やむを得ない事情による中止の場合は不要です。

9. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記入して、ご利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問介護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する記録を作成して、居宅介護支援事業者に提出します。
- (3) 事業者は、前記の「サービス提供記録書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、管理者の指示に従い主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡する等の措置を講じます。

11. 苦情の受付について

①当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 : 管理者 藤村 泰子
受付時間 : 9:00 ~ 17:30
電話番号 : 0949(62)1800
FAX番号 : 0949(62)7674

②行政機関等

- ☐ 福岡県介護保険広域連合 本部 (福岡市博多区千代 4-1-27)
電話番号 : 092(643)7055 / FAX番号 : 092(641)2432
- ☐ 福岡県広域連合 鞍手支部 (宮若市本城 458-2)
電話番号 : 0949(34)5046 / FAX番号 : 0949(34)5047
- ☐ 小竹町役場 相談窓口 (鞍手郡小竹町勝野 3167-1)
電話番号 : 09496(2)1212 / FAX番号 : 0949(62)1140
- ☐ 小竹町地域包括支援センター (小竹町勝野 3167-1)
電話番号 : 09496(2)1225 / FAX番号 : 0949(62)1226
- ☐ 宮若市地域包括支援センター (宮若市宮田 29-1)
電話番号 : 0949(33)3456 / FAX番号 : 0949(33)3440
- ☐ 鞍手町地域包括支援センター (鞍手町新延 414-1)
電話番号 : 0949(43)3019 / FAX番号 : 0949(43)3022

福岡県国民健康保険団体連合会 総務部 介護保険課 (介護サービス相談窓口)

電話番号 : 092-642-7859
FAX番号 : 092-642-7856